

# 名取市障害者計画

## 第3期名取市障害福祉計画 (平成24年度から平成26年度)

平成24年3月

名取市

# 目次

---

第1章 計画の基本理念及び計画の位置づけについて	1
第1節 計画の基本理念	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 計画の期間	2
第4節 障害者自立支援法に基づくサービス内容	2
第5節 自立支援給付・地域生活支援事業以外のサービスについて	3
第2章 平成26年度の目標値の設定	4
第1節 福祉施設入所者の地域生活への移行目標	4
第2節 福祉施設から一般就労への移行目標	5
第3節 就労移行支援事業の利用者数の目標	5
第4節 就労継続支援（A型）事業の利用者割合の目標	6
第3章 障害福祉サービスの見込み量及び見込み量確保のための方策	7
第1節 訪問系サービス	7
第2節 日中活動系サービス	8
第3節 居住系サービス	9
第4節 相談支援	10
第4章 地域生活支援事業の見込み量及び見込み量確保のための方策	11
第1節 障害者相談支援事業	11
第2節 地域活動支援センター事業	12
第3節 コミュニケーション支援事業	12
第4節 日常生活用具給付等事業	13
第5節 移動支援事業	13
第6節 成年後見制度利用支援事業	13
第7節 その他の事業	14
第5章 計画の推進にあたって	15
第1節 計画の推進体制	15
第2節 計画の進行管理	15

---

# 第 1 章 計画の基本理念及び計画の位置づけについて

---

## 第 1 節 計画の基本理念

---

障がいのある人の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、国の基本方針に掲げる以下の点に配慮して、「名取市障害者計画」の基本理念である「ともに生き、ともに支え合い、生きがいのある地域づくり～障がいのある人が、地域で安心して生活するために～」の実現に向けて、名取市障害福祉計画を策定するものです。

また、平成 23 年 3 月 11 日発生した東日本大震災により、名取市においても甚大な被害がありました。障がいをお持ちの方も被災いたしました。障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら地域で生活ができるよう計画を推進していきます。

### 理念 1 障がいのある人の「自己決定」と「自己選択」の尊重

障がいのある人が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けながら自立と社会参加の実現が図られるよう、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

### 理念 2 実施主体の市への統一と 3 障がいに係る制度の一元化

障害福祉サービスの実施主体を市とし、これまで身体障がい、知的障がい、精神障がいに分かれていた制度を一元化し、どの障がいのある人も等しく障害福祉サービスを受けることができるようにします。

### 理念 3 新たな課題に対応したサービス提供体制の整備

施設入所から地域生活への移行、また障がいのある人の就労支援など新たな課題に対応できるよう、地域の社会資源を最大限に活用したサービス提供体制の整備を進めます。

---

## 第 2 節 計画の位置づけ

---

名取市障害福祉計画は、障害者自立支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、「名取市障害者計画」を踏まえ、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業のサービスを提供するための基本的な考え方、目標及び確保すべきサービス量・確保のための方策を定める計画です。

---

## 第3節 計画の期間

---

第3期計画期間は、平成24年度から平成26年度の3ヵ年とします。

なお、計画期間中の平成25年8月までに「(仮称)障害者総合福祉法」の制定が予定されていることから計画を見直す場合があります。

---

## 第4節 障害者自立支援法に基づくサービス内容

---

障害者自立支援法に基づき、平成18年10月から提供されるサービスは大きく分けて、全国一律の基準で実施する「自立支援給付」と地域特性や利用者の状況に応じて柔軟な事業形態により地方自治体を実施する「地域生活支援事業」の2つがあります。また、自立支援給付は「障害福祉サービス」「自立支援医療」「補装具費」に分かれます。

### 障害者制度改革の状況

障害者制度改革については、平成21年12月8日、「障がい者制度改革推進本部」が設置され、平成22年6月には、政府として「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定しました。

この決定により、障害者自立支援法に代わる「(仮称)障害者総合福祉法」の制定に向けて国において検討が行われております。

制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする制度の構築について、平成25年8月までに制定が行われる予定です。

---

## 第5節 自立支援給付・地域生活支援事業以外のサービスについて

---

名取市がこれまで行なってきた障がいのある人に対するサービスの中で、自立支援給付又は地域生活支援事業の体系への位置づけを行わない市独自の事業があります。これらのサービスについては、当面の間、現行と同様のサービスの提供を行いません。

### 障がい者に対する虐待の防止

障がい者に対する虐待が障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障がい者に対する虐待の禁止、国等の責務、障がい者虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障がい者の権利利益の擁護に資することを目的とした「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成23年6月に成立し、平成24年10月1日から施行されます。

名取市においても、この法律の趣旨を踏まえ関係機関とのネットワークの構築、障がい者に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応等虐待防止に向けたシステムの整備をし、障がい者に対する虐待防止及び権利擁護に努めます。

## 第 2 章 平成 26 年度の目標値の設定

障がい者の地域生活移行や一般就労への移行を進める観点から、以下の数値目標を設定します。

### 第 1 節 福祉施設入所者の地域生活への移行目標

福祉施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームやケアホーム等に移行する障がい者の数を 5 人分見込みます。

また、施設入所者数については、平成 23 年 3 月 11 日発生した東日本大震災の影響により施設入所に至った方もいること等から、平成 17 年 10 月 1 日時点の入所者数と同数を見込みます。

事 項	数 値	備 考
平成 17 年 10 月 1 日 時点の施設入所者数 A	45 人	平成 17 年 10 月 1 日の入所者数
目標年度入所者数 B	45 人	平成 26 年度末時点の利用人数
【目標値】 削減見込み C	0 人	A - B
【目標値】 地域生活移行者数 D	5 人	施設入所からグループホーム・ケアホームに移 行する者の数
地 域 移 行 率	11.1%	D / A
施 設 退 所 率	0.0%	C / A

#### 【第 2 期計画（平成 21 年度から平成 23 年度）】

現在の施設入所者数 A	46 人	平成 20 年 10 月 1 日現在
目標年度入所者数 B	43 人	平成 23 年度末時点の利用人数
【目標値】 削減見込み C	3 人	A - B
【目標値】 地域生活移行者数 D	6 人	施設入所からグループホーム・ケアホームに移 行する者の数

---

## 第2節 福祉施設から一般就労への移行目標

---

平成26年度末までに、福祉施設から一般就労に移行する目標値を設定します。

事 項	数 値	備 考
現在の年間一般就労移行者数	0人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度における年間一般就労移行者数	4人	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の目標数

【第2期計画（平成21年度から平成23年度）】

現在の年間一般就労移行者数	0人	平成20年度末までにおいて福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度における年間一般就労移行者数	2人	平成23年度末までにおいて福祉施設を退所し、一般就労する者の目標数

---

## 第3節 就労移行支援事業の利用者数の目標

---

平成26年度末における福祉施設の利用者数のうち、就労移行支援事業の利用者数の数値目標を設定します。

ここでいう福祉施設とは、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）を指します。

事 項	数 値	備 考
平成26年度末の福祉施設利用者数	286人	平成26年度末において福祉施設を利用する人の数
【目標値】 就労移行支援事業の利用者数	29人	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する人の数

## 第4節 就労継続支援（A型）事業の利用者割合の目標

平成26年度末における就労継続支援事業の利用者のうち、就労継続支援（A型）事業の利用者割合の数値目標を設定します。

事 項	数 値	備 考
平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者数	14人	平成26年度末において就労継続支援（A型）事業を利用する人の数
平成26年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者数	122人	平成26年度末において就労継続支援（B型）事業を利用する人の数
平成26年度末の就労継続支援（A型+B型）事業の利用者数	136人	平成26年度末において就労継続支援（A型+B型）事業を利用する人の数
【目標値】 / 就労継続支援（A型）事業の利用者数の割合	10.3%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する人のうち、就労継続支援（A型）事業を利用する人の割合



---

## 第3章 障害福祉サービスの見込み量及び見込み量確保のための方策

---

### 第1節 訪問系サービス

---

#### 1. 居宅介護（ホームヘルプサービス）

自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

#### 2. 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

#### 3. 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人の外出に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。

#### 4. 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

#### 5. 重度障害者等包括支援

介護の必要性が高い人に、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的にを行います。

#### 【サービス見込み量】（1月あたり）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	4,471 時間分 (113 人分)	4,971 時間分 (128 人分)	5,471 時間分 (143 人分)

#### 見込み量の考え方

平成23年度までの実績を踏まえ算出した平成24年度のサービス見込み量を基礎として、今後利用者数の増加、サービス利用拡大が見込まれることから、毎年500時間の伸びを見込みました。

#### 見込み量確保のための方策

サービス提供事業者に対し、円滑な受け入れができるようヘルパーの人材確保や、ヘルパーの質の向上を図るため、各種研修会の情報提供や参加の促進を図ります。

## 第 2 節 日中活動系サービス

### 1. 生活介護

常に介護を必要とする人に、施設で昼間に、入浴、排せつ、食事等の介護、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

### 2. 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間内で身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。

### 3. 就労移行支援

一般企業等に就労を希望する人に、定められた期間内で就労に必要な知識、能力の向上のための訓練を行います。

### 4. 就労継続支援（A型・B型）

一般企業等への就労が困難な人に働く場所を提供するとともに、就労に必要な知識、能力の向上のための訓練を行います。

### 5. 療養介護

医療を要し、常に介護が必要な人に、医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をを行います。

### 6. 短期入所

介護者が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設で入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

#### 【サービス見込み量】（1月あたり）

区 分	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
生活介護	1,914 人日分	2,024 人日分	2,134 人日分
	87 人	92 人	97 人
自立訓練（機能訓練）	0 人日分	22 人日分	44 人日分
	0 人	1 人	2 人
自立訓練（生活訓練）	297 人日分	373 人日分	465 人日分
	13 人	17 人	22 人
就労移行支援	506 人日分	572 人日分	638 人日分
	23 人	26 人	29 人
就労継続支援（A型）	176 人日分	242 人日分	308 人日分
	8 人	11 人	14 人
就労継続支援（B型）	2,218 人日分	2,434 人日分	2,668 人日分
	101 人	111 人	122 人

区 分	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
療養介護	8 人分	9 人分	10 人分
短期入所	133 人日分	148 人日分	163 人日分
	37 人	40 人	43 人

#### 見込み量の考え方

平成 2 1 年度から平成 2 3 年度までの利用者数を基礎として、見込み量を定め  
ました。

#### 見込み量確保のための方策

- ・障がいのある人の就労機会拡大のため、関係機関と連携し、雇用に対する理解  
と協力の啓発を図ります。
- ・介護者の疾病や冠婚葬祭など、一時的に障がいのある人の介護が困難となった  
場合、短期入所の受け入れ体制の充実に向けて、社会福祉法人等に働きかけてい  
きます。

#### 児童デイサービス

障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への  
適応訓練等を行います。

障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により、平成 2 3 年度までは障害者  
自立支援法に位置づけられていた「児童デイサービス」は、平成 2 4 年度から  
は、児童福祉法に基づく障害児通所支援として、「児童発達支援」又は「放課後  
等デイサービス」として実施されることとなります。

したがって、障害者自立支援法の位置づけではなくなるため、第 3 期計画で  
の見込みは行わないこととします。

---

## 第 3 節 居住系サービス

---

### 1. 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

### 2. 共同生活介護（ケアホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行いま  
す。

### 3. 施設入所支援

施設に入所する人に夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービス見込み量】(1月あたり)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活援助 共同生活介護	44人分	50人分	57人分
施設入所支援	51人分	49人分	45人分

見込み量の考え方

旧サービス体系の入所施設、グループホーム・ケアホーム利用者数を基礎とし、平成23年度までの利用者数の伸びなどを勘案し見込み量を定めました。

見込み量確保のための方策

障がいの程度や社会適応能力などにより、生活形態を選択できるようグループホーム・ケアホームの整備を社会福祉法人等に働きかけるとともに、障がいのある人について、地域住民の理解を促します。

---

## 第4節 相談支援

---

障害福祉サービスを利用する人に対し、計画的なプログラム等の必要な相談を提供します。

【サービス見込み量】(1月あたり)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	34人分	57人分	99人分
地域移行支援	2人分	5人分	5人分
地域定着支援	1人分	3人分	4人分

見込み量の考え方

国の制度改正により、支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直しが行われることから、今後一層の増加が見込まれます。

見込み量確保のための方策

- ・指定特定相談支援事業所の指定を行い、適切なサービス利用計画等の作成がなされる体制を図ります。
- ・県が指定する指定一般相談支援事業者との連携のもとで、福祉施設の入所者及び入院中の精神障がいのある人や単身の障がいのある人が地域生活を継続できる体制を図ります。

---

## 第4章 地域生活支援事業の見込み量及び見込み量確保のための方策

---

障がいのある人が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、障がいのある人やその保護者等の福祉の増進を図ります。

---

### 第1節 障害者相談支援事業

---

障がいのある人、障がい児の保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。

また、相談支援事業をはじめとする、地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、「地域自立支援協議会」を活用し、相談支援事業者の運営評価や困難事例への対応のあり方等を協議、調整します。

#### 【見込み量】

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談支援事業	障害者相談支援事業	2カ所	2カ所	2カ所
	地域自立支援協議会	実施	実施	実施

#### 見込み量確保のための方策

- ・現在、2つの社会福祉法人に事業を委託し相談支援を行っていますが、今後もこの体制を維持していくよう努めます。
- ・相談支援事業の充実・強化に向けて、相談支援にかかわる関係機関のネットワーク化を図るとともに、情報の共有化に努めます。
- ・一般住宅への入居を希望しながら入居が困難な障がい者に対し、入居に係る関係者との調整・支援を行う体制の整備に努めます。
- ・地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置について、地域自立支援協議会で検討していきます。

---

## 第2節 地域活動支援センター事業

---

地域活動支援センターにおいて、利用者に対して、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図ります。

### 【見込み量】

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	箇所数	1箇所	箇所数	1箇所	箇所数	1箇所
地域活動支援センター 型	利用者	65人	利用者	70人	利用者	75人

### 見込み量確保のための方策

社会福祉法人みのり会において、この事業を実施していますが、今後もこの体制を維持していくよう努めます。

---

## 第3節 コミュニケーション支援事業

---

意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に対して、手話通訳者、要約筆記者の派遣を行い、他者との意思疎通の円滑化を図ります。

### 【見込み量】(利用見込み者数)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要約筆記者派遣事業	1件	2件	3件
手話通訳者派遣事業	延36人	延48人	延60人
手話通訳者設置事業	有	有	有

### 見込み量確保のための方策

・県ろうあ協会等との連携により、手話通訳者や要約筆記者の派遣について、今後もこの体制を維持していくよう努めます。

・手話通訳者設置事業については、現在主に東日本大震災後の諸手続き等を支援するため週1日、手話通訳者を設置しております。今後も継続的な支援が必要であることから、この体制を維持していくよう努めます。

---

## 第4節 日常生活用具給付等事業

---

重度障がいのある人に対し、日常生活用具を給付または貸与し、日常生活の便宜を図ります。

### 【見込み量】(利用見込み件数)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用見込み件数	400件	440件	480件

### 主な種目

特殊寝台、入浴補助用具、盲人用体温計、点字器、ストーマ装具、紙おむつ等

---

## 第5節 移動支援事業

---

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行います。

### 【見込み量】(利用見込み)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用見込み者数	25人	30人	35人
延利用見込み時間数	800時間	900時間	1,000時間

### 見込み量確保のための方策

適切なサービス提供のために、サービス提供事業者へ人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけていきます。

---

## 第6節 成年後見制度利用支援事業

---

知的・精神障がいのある人のうち、判断能力が不十分な人に対し、サービス利用契約の締結等が適切に行われるよう成年後見制度の利用を支援します。

### 【見込み量】(利用見込み)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用見込み者数	4人	5人	6人

---

## 第7節 その他の事業

---

### 1. 日中一時支援事業

障がい者等の日中活動の場を確保し、家族の一時的な休息を図ります。

【見込み量】(利用見込み)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利 用 見 込 み 者 数	28人	31人	34人

### 2. 訪問入浴サービス事業

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がいのある人の身体の清潔の保持等を図ります。

【見込み量】(利用見込み)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利 用 見 込 み 者 数	9人	10人	11人

### 3. 自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業

障がいのある人の運転免許取得費または自動車改造費の一部を助成します。

【見込み量】(利用見込み)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
自動車運転免許取得費助成事業	2人	3人	4人
自動車改造費助成事業	3人	4人	5人

### 4. スポーツ・レクリエーション教室開催等事業補助金交付事業

障がいのある人の参加の促進を図るため、教室や大会を開催した場合に事業に要する経費の一部を助成します。

【見込み量】(補助金交付見込み)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業補助金交付事業	1回	1回	1回



---

## 第5章 計画の推進にあたって

---

### 第1節 計画の推進体制

---

本計画の推進にあたっては、障がい者と家族、関係団体サービス提供事業者及び関係機関との連携のもと、総合的・一体的に取り組んでいきます。

また、地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して中核的な役割を果たす地域自立支援協議会の意見・提案を踏まえながら、計画的に事業を推進していきます。

### 第2節 計画の進行管理

---

市は、サービス提供事業者等の協力を得ながら障害福祉サービスや地域生活支援事業の実施状況を調査し、サービス利用量などについて点検をしていきます。

また、地域自立支援協議会からの意見を踏まえながらサービス提供に関わる課題や取り組み方針等について検討していきます。

## 名取市障害福祉計画

---

発行：平成 24 年 3 月  
編集：名取市健康福祉部社会福祉課  
〒981-1292 宮城県名取市増田字柳田 80  
TEL (022) 384 - 2111  
FAX (022) 384 - 2101